令和8年度久留米市広告付窓口用封筒提供者募集要項

広告付窓口用封筒(以下「封筒」という。)を製作し本市に無償提供していただける広告 事業者の方を、次のとおり募集します。

1 封筒の種類及び数量

	封筒の種類	使用予定数量	
封筒 1	角形2号 (240mm×332mm) 又は A4サイズ対応封筒 (ふたなし可)	120,000枚	
封筒 2	角形 5 号 (190 mm×240 mm) 又は A5サイズ対応封筒 (ふたなし可)	80,000枚	
	合計	200,000枚	

^{*}封筒は、来庁者が各種証明書等を持ち帰るために自由に利用するため、数量が増減する可能性があります。

2 封筒の規格

封筒の種類		封筒1	封筒 2	
		(角形2号又は	(角形5号又は	
規格		A4サイズ対応封筒)	A5サイズ対応封筒)	
封筒材	質	上質紙または再生上質紙		
刷色		任意		
广 丛相	位置	各封筒の表面部分及び裏面部分		
広告掲載枠の規格 格	範囲	面積の40%程度		
俗	枠数	任意		
		①封筒内に広告である旨を明記し、市が広告の募集者であ		
		るような誤解を受けることが無いよう配慮すること。		
その化	<u>h</u>	②広告掲載枠以外の部分は市の記載とし、記載内容は市が		
		指定する。(市が指定する記載部分の印刷も併せてお願い		
		します。)		

3 封筒の設置予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

4 封筒の設置場所

市民課、税収納推進課、各総合支所市民福祉課、各市民センターなど

5 納入基準

窓口用封筒の設置期間中は、窓口用封筒の在庫管理を事業者が行うこととし、市が窓口用封筒の補充を依頼した場合は、市が指定する設置場所に必要部数の窓口用封筒を随時納入するものとします。

6 広告掲載基準

封筒に広告を掲載する際の基準は次のとおりですので、遵守してください。 (広告内容については、別途審査を行います。)

(1) 規制業種又は事業者

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第1 22号)で、風俗営業と規定されている業種及び類似の業種
- ②貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- ③商品先物取引
- ④たばこ製造業(久留米市広告事業推進委員会が認めた広告は除く。)
- ⑤ギャンブルに係るもの(公営又は宝くじは除く。)
- ⑥法律の定めのない医療類似行為を行う施設又は国家資格等に基づかない者 が行う療法等
- ⑦債権取立て又は示談引受け
- ⑧民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生・更生手続き中の事業者
- ⑨法令等に基づく必要な許可等を受けていないもの
- ⑩各種法令に違反しているもの
- ⑪行政機関からの指導等を受け、その改善がなされていないもの

②次のいずれかに該当する事業者

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(その団体の構成員(その団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下「暴力団」という。)
- ・ 法第2条第6号に規定する暴力団員(暴力団の構成員をいう。以下「暴力団員」という。)
- ・ 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- ・ 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが実質的には当該暴力団 員がその運営を支配している事業者
- ・ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者 (事業者を含む。)
- ・ 暴力団員であることを知りながらその者と下請契約又は資材若しくは 原材料の購入契約等を締結している者(事業者を含む。)
- ・ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- ・ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有す る等の社会的に非難される関係を有している者(事業者を含む。)
- ③前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こすなど広告掲載が適当でない と市長が認めるもの

規制業種又は 事業者

右欄の各号 に定める業 種又は事業 者の広告は 掲載しない。

(2) 広告掲載基準

1 久留米市広告事業掲載基準第2条の趣旨から適当でないもの

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- イ 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関するもの
- ウ 宗教団体、布教推進に関するもの
- エ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安・不快 を与えるおそれがあるもの
- オ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
- カ 性別に基づく固定観念にとらわれるおそれがあるもの
- キ 他を誹謗、中傷、排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- ク 国内世論が大きく分かれているもの
- ケ 社会問題についての意見や係争中の事件、事案等に関する声明広告
- コ 個人及び団体等の意見広告及び名刺広告
- サ デザインや色彩等が著しく紙面等との調和を損なうと認められるもの
- シ デザインや色彩等が著しく景観や美観を損なうと認められるもの
- ス 広告の内容が不明確なもの及び市民に不快感を起こさせるもの
- セ 反社会的活動を肯定するなど、社会的に不適切なもの
- ソ 市の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの又はそのおそれのあるも の

広告掲載基準

右欄の各号 のいずれか に該当す掲載 広告は掲載 しない。

2 消費者保護の観点から適切でないもの

- ア 誇大又は根拠のない表現及び誤解を招くような表示をしているもの
- イ 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
- ウ 悪質な商法とみなされるもの
- エ 法令等で認められていない商品等
- オ 市及びその他の公共機関が、広告主や商品、サービス等を推奨、指定、 保証しているような表現をしているもの
- カ 虚偽の内容を表示しているもの

3 社会的な観点から適切でないもの

- ア 暴力や犯罪を肯定又は助長するような表現をしているもの
- イ 青少年保護及び健全育成を阻害するような描写、表現をしているもの
- ウ 国、都道府県や市の許認可を受けていない、届出をしていないなど、 必要な手続を行なっていない福祉施設、教育施設等の広告
- エ たばこに関する広告
- オ 業務妨害等のおそれのあるもの
- カ 目的、責任の所在が明確でないもの

7 応募資格

応募資格は、次のすべての要件を満たす者とする。

- ①広告に関する企画、宣伝、制作等の業務を行っている業者であること。
- ②封筒を製作し無償提供することについて、官民又は市内外を問わず誠実に履行した

実績があること。

- ③福岡県内に、本社、支社、営業所のいずれか1つ以上があること。
- ④申込者の所在地が久留米市内の場合は県税及び市税並びに個人事業主にあっては国民健康保険料、久留米市以外の場合は県税を完納していること。
- ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。提供 者が法人の場合にあっては、法人の役員が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団 員と密接な関係を有するものでないこと。
- ⑥その他法令等を遵守すること。

8 応募期間

令和7年10月27日(月)から令和7年11月7日(金)まで〈当日必着〉

9 応募方法

郵送又は持参により、次の提出書類をご提出ください。

持参による場合は、土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時までの間にご持参ください。

【提出書類】

- ① 久留米市広告付窓口用封筒無償提供申込書(第1号様式)
- ② 役員等調書及び照会承諾書 (第2号様式)
- ③ 会社概要等(パンフレット等)
- ④ 封筒の見本(各規格5部ずつ)
- ⑤ 法人の場合は登記事項証明書、個人事業主の場合は身分証明書
- ⑥ 納税 (滞納なし) 証明書 (下記参照)
- ⑦ 広告付窓口用封筒の無償提供に関する提案書

[納税等証明書] 所在地区分に従って法人・個人別に該当する証明書を提出。

所在地区分		税区分		納税等証明書	
			税目	法人	個人
	市外(県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がな	福岡県税に未納が
				い証明	ない証明
		久留米市税	法人市民税、市県民税、	久留米市税に滞納が	久留米市税及び国
市内		人留木巾怳	固定資産税、軽自動車税	ない証明	民健康保険料に滞
		久留米国保	国民健康保険		納がない証明

(例1:市内・法人の場合、「福岡県税」「久留米市税」の証明書を提出)

(例2:市外・法人の場合、「福岡県税」の証明書を提出)

◇注意事項

- 提出された書類は、今回の応募内容の審査の目的以外には使用しません。
- ・ 提出された書類は、返却いたしません。

10 選定方法

- (1) 封筒の提供者は、提出書類等に基づき、**7 応募資格**の要件をすべて満たしているかを審査し選定します。なお、複数の者が当該要件を満たすときは、抽選により一者を提供者として選定します。
- (2) 審査の内容は、公表いたしません。
- (3) 審査の結果は、文書で通知します。
- (4) 審査結果に対しての異議申立ては、受け付けません。

11 その他注意事項

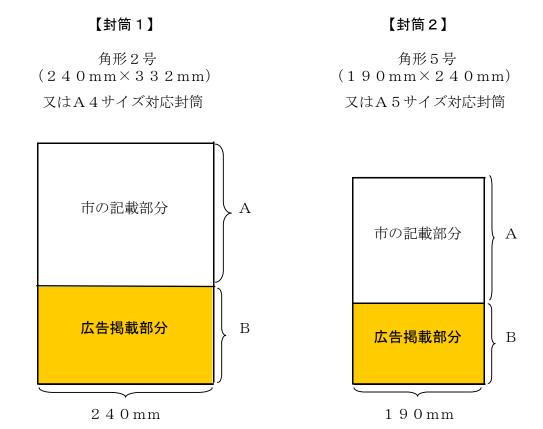
- (1)上記10により提供者が選定されたときは、市と提供者とは速やかに封筒の製作及び無償提供に関する協定を締結します。
- (2)協定締結後に、提供者は広告掲載を希望する者から誓約書(第4号様式)を徴取 し、市長へ提出してください。
- (3) 封筒は、証明窓口にてお客様が証明書(住民票の写し等)を持ち帰る際に、自由に利用いただいている封筒であり、本市が利用を促進するものではありません。

12 応募書類の提出先及びお問い合わせ先

久留米市役所 市民文化部市民課(庶務チーム)担当 木下、久保田電話 0942-30-9747

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

広告掲載枠の規格



- 1 広告は、封筒(封筒1及び封筒2)の表面及び裏面に掲載する。
- 2 表面、裏面ともに、広告を掲載する部分(B部分)は40%程度、 市の記載部分(A部分)は60%程度とする。